

令和2年10月9日

令和元年度決算特別委員会

公営企業決算審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の実施内容	1
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について	2
2	企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について	2
3	経営について	3

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づき、令和2年5月29日付けで提出があった令和元年度神奈川県公営企業決算及び関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和2年8月25日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	梅 沢 裕 之
同	小野寺 慎一郎

※ 地方公営企業法（抄）

第30条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第1 審査の種類

決算審査（公営企業決算）

第2 審査の対象

令和元年度公営企業決算審査の対象は次のとおりである。

神奈川県水道事業
神奈川県電気事業
神奈川県公営企業資金等運用事業
神奈川県相模川総合開発共同事業
神奈川県酒匂川総合開発事業

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された公営企業決算及び関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算書及び決算諸表について、計数は正確で、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているか
- ② 事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか
- ③ 経営について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について

令和元年度の水道事業ほか4事業の決算書及び決算諸表について、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められた。

2 企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について

(1) 水道事業

- 平成31年3月に策定された「神奈川県営水道事業経営計画」では、これまでに引き続き水道施設の耐震化に計画的に取り組むとともに、新たに、寒川浄水場の浸水対策や揚水ポンプ所の停電対策等に取り組み、危機管理体制の充実を図ることとしている。
- 災害対応力を充実強化するためには、災害対策訓練などのソフト対策が重要となるが、台風や豪雨を想定した訓練については、各水道営業所では実施されていない。
- 「神奈川県営水道事業経営計画」等に基づき、水道施設の耐震化、寒川浄水場の浸水対策や揚水ポンプ所の停電対策等に着実に取り組んでいくとともに、災害対応力の充実強化のため、各水道営業所においても、台風や豪雨を想定した災害対策訓練を適時適切に実施していく必要がある。
- 浸水想定区域内に所在する水道営業所や水道施設が散見されることから、これらの施設についても、台風や豪雨を想定して必要な対策を講じていくことが重要である。

(2) 電気事業

- 玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所については、県営林道玄倉線（玄倉林道）において、一部の区間が通行止めとなった影響等により、発電収入を得られない状況が続いており、2発電所が発電できないことにより得られない収入は、平成30年度の試算では年間2億8,042万余円となっている。
- 企業庁は、2発電所の早期の運転再開を図るため、林道復旧工事に要する費用の一部（国庫負担額を除く県負担分の2分の1）を企業庁が負担することとする協定を県との間に締結しており、平成30年度及び令和元年度に計5,990万余円を負担している。
- 玄倉第1発電所については、令和3年度第4四半期の運転再開を見込んでいる一方で、玄倉第2発電所の運転再開までには更に相当の期間を要することが想定されている。
- 玄倉第1発電所については、令和3年度第4四半期の運転再開に向けた取組を着実に実施する必要がある。
- 玄倉第2発電所については、引き続き復旧工事等に関する情報収集等に努めるとともに、玄倉第1発電所の運転再開時においてもなお復旧の目途が立たない場合には、令和6年度から電力システム改革に対応した新たな売電契約が必要となることなど経営環境が変化することも踏まえて、玄倉第2発電所の運転再開に向けての方針を再検討する必要がある。
- 企業庁として、玄倉林道の復旧工事に要する費用の一部を負担する意義等について、県民等への説明責任を適切に果たす必要がある。

(3) 公営企業資金等運用事業

ア 地域振興施設等整備事業（自主事業）

- ・ 本事業により整備したプロミティふちのベビルについては、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスを運営主体とし、同法人に一括して貸付けを行っている。
- ・ 同法人に対する貸付料は平成29年度から令和元年度までは平成28年度と同額に据え置かれているため、当初見込んでいた貸付料の水準との開きは平成28年度と変わっていない。
- ・ 本事業における採算性は依然として厳しい状況にあるため、一層の経営改善に努める必要がある。

イ 地域振興施設等整備事業（市町村要請事業）

- ・ 本事業は、公営企業の保有資金・技術力を活用し、市町村からの施設の整備要請に基づき地域経済の発展、住民福祉の向上に寄与する施設を整備するもので、整備後は工事費及び事務費に償還期間に応じた利子を加算した金額により市町村に施設を有償で譲渡することとなる。
- ・ 令和元年度には、前年度に引き続き、山北、寒川両町の整備要請に基づく「山北町洒水の滝遊歩道整備事業」及び「寒川町営プール整備事業」を実施しており、このうち「寒川町営プール整備事業」については、令和2年度に施設の整備を完了し、同町に有償で譲渡する予定である。
- ・ 本事業の実施は、地域の振興に資するものであり、低金利の状況が続いている中では、有効な資金運用方法の一つでもあることから、市町村との連携を図り、ニーズを的確に把握するなどして、積極的に推進していくことが望まれる。

3 経営について

- ・ 5事業のうち、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の2事業は、いずれも受託収入により実施しているものであり、損益は生じない。
- ・ 今後とも維持管理費の節減に取り組むとともに、効率的な経営に努める必要がある。

残りの3事業については、次のとおり経営に関する意見がある。

(1) 水道事業

ア 経営状況

- ・ 令和元年度の水道事業の純利益は51億2,992万余円で、前年度に比べて11億7,156万余円減少している。
- ・ 今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。
- ・ 業務の効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、適切な補修・維持管理や施設の長寿命化等、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努める必要がある。

イ 利用者サービスの提供

- ・ 「神奈川県営水道事業経営計画」では、積極的な情報発信と適時適切な情報提供を行うこととしており、令和元年度から、水道管路情報図をインターネットにより提供したり、神奈川県企業庁LINE公式アカウントを開設して、友だち登録者に対して給水区域内の突発的な断水情報などの情報を提供したりしている。
- ・ 水道管路情報図の提供サービスは、工事事業者等が必要な情報を水道営業所の窓口に出向くことなくインターネットにより入手できるものであることから、このサービスが利用されることにより、窓口業務の軽減についても、一定の効果が発現していると考えられる。
- ・ LINEによる情報発信について、利用者等が情報の提供を受けるには、友だち登録を行うことが必要であるが、現状では、情報の提供を受けることができる利用者の割合が低い水準にとどまっており、十分な効果の発現が期待できる状況とはなっていない。
- ・ LINEによる情報発信については、積極的に広報に努めるなどサービスの認知度向上を図り、友だち登録者数等を増加させるための取組を推進していく必要がある。
- ・ 県営水道への理解と信頼を得るためには、積極的な情報発信や適時適切な情報提供を行うことが重要であることから、引き続き、利用者のニーズを的確に把握した上で、適切な利用者サービスを提供するよう努める必要がある。

(2) 電気事業

- ・ 水力発電においては、早戸川発電所を除き、平成21年度から令和5年度までの15年間、発電した電力の全てを東京電力株式会社に売電することを内容とする電力受給基本契約を締結している。
- ・ 今後も電力システム改革の動向を注視しつつ、将来にわたって安定的な経営が継続できるよう、発電所の特徴を生かした新たな売電方法を検討するなど、令和6年度以降の売電契約のあり方についての検討を着実に進めていく必要がある。

(3) 公営企業資金等運用事業（資金運用）

- ・ 令和元年度は、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて23億9,329万余円増加しているが、貸付残高のうち金利の低いものの占める割合が上がっていることなどから、貸付金の利息収入は、前年度に比べて1,202万余円減少している。
- ・ 預金の利息収入についても、日本銀行のマイナス金利政策の影響により低金利が続いているため、前年度に比べて111万余円減少している。
- ・ 定期預金等の金利が低い水準で推移していることから、新たに、利回りがより高く見込める短期債券（電力債）を54億200万余円購入しており、これに伴い43万余円の利息収入を得ている。
- ・ 公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、利回りがより高く見込める金融商品の購入を検討するなど、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。